

平成16年8月24日  
経済産業省

## 特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令 について

### 1. 政令改正の概要

前通常国会で成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成16年法律第44号。以下「改正法」という。）」の施行に伴い、関係政令の整備を行う。

また、特定商取引法（訪問販売・通信販売・電話勧誘販売）、割賦販売法における指定商品・指定役務に消費者トラブルの増加している商品及び役務を追加する。

### 1. 特定商取引に関する法律施行令関係

#### ア. 勧誘目的を告げない誘引方法等

改正法では、販売勧誘目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘引した者に対する勧誘を禁止したが、その具体的な誘引方法を、「電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ、電子メール、ビラ・パンフレットの配布、拡声器による呼び掛け又は住居を訪問することにより、営業所等への来訪を要請する方法」と規定する。

#### イ. 連鎖販売取引に係る商品販売契約の解除ができないとき

改正法では、連鎖販売加入者が連鎖販売取引に係る商品販売契約を解除し、商品を返品できることとしたが、解除・返品ができない場合の一つとして、「連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したとき」を規定する。

#### ウ. 報告徴収等の対象となる者

改正法で新たに報告徴収等の対象となる、「規制対象事業者と密接な関係

を有する者」として、

特定継続的役務提供（エステ、語学教室などの長期・高額を負担を伴う役務提供）における関連商品販売業者

業務提供誘引販売取引（いわゆる内職・モニター商法）における業務提供事業者

特定商取引に関し、顧客等の判断に影響を及ぼす重要な事項を告げ、又は表示する者

を規定する。

## エ．訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る指定商品・役務の追加

．家庭用石油タンク及び風力発電装置等を指定商品に追加

．以下の指定役務を追加

家庭用大型石油タンクの清掃、修繕又は改良

風力発電装置等の取付け又は設置、修繕又は改良

家庭用電気機械器具等の取り外し又は撤去

土地の整地又は除草

## 2．割賦販売法施行令関係

ビラ、パンフレット、太陽光発電装置、風力発電装置等を指定商品に追加。

## 2．今後の予定

公 布 平成16年 8月27日（金）

施 行 平成16年11月11日（木）

（本発表資料のお問い合わせ先）  
商務流通グループ消費経済政策課  
担当者：荒木、橋本  
電 話：03 - 3501 - 1511（内線 4281～5）  
03 - 3501 - 1905（直通）